

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月29日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 8 万円を超える場合には、5 8 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 8 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算	(国民健康保険税の減額) 第 1 9 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 5 8 万円を超える場合には、5 8 万円）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 6 万円を超える場合には、1 6 万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 7 万 5, 0 0 0 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>５１万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ 省略	額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>５０万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ 省略
---	---

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、平成三十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

第七条の三を第七条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(単身児童扶養者の範囲)

第七条の三 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三十三条第一項に規定する児童(法第二十三条第一項第十二号の二に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く)で前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二十三条第一項第十二号の二に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第七条の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)とする。

第七条の十七の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改める。

第七条の十八の見出し中「寄附金税額控除額の控除」を「寄附金税額控除」に改め、同条中「について法第三十七條の二の規定の適用」を「法第三十七條の二第一項及び第十一項の二に、同条中「掲げる寄附金」を「同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもの)のうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く」と、「に特別控除対象寄附金」とあるのは「に特別控除対象寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもの)のうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

第八條の二中「第二百三條の四第一号」を「第二百三條の五第一号」に改める。

第三十二條の二第一項第一号中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に改める。

第三十二條の三第一項第一号中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第三十五條の四の五並びに第三十五條の四の七第一項の表及び第二項中「百分の五・四」を「百分の七・七」に改める。

第四十三條の二中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三條の七第二号中「第三百三十八條第一項」を「第四百六十六條第一項」に改める。

第四十三條の八第二号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三條の九第六号中「第四百三十八條第一項」を「第四百六十六條第一項」に改める。

第四十三條の十第十一号及び第四十三條の十二第十一号中「第二章第七節の二」を「第二章第七節」に改める。

第四十三條の十五第十五項第三号中「第四百三十八條第一項」を「第四百六十六條第一項」に改める。

第四十四條の八第二項の表中「百分の六十一・七五」を「百分の四十一・八五」に改める。

第四十四條の九第三項中「前条第二項の表」を「前条第二項の表中」に「百分の六十一・七五」を「百分の四十一・八五」に改める。

第四十六條の二の三を第四十六條の二の四とする。

第四十六條の二の二の次に次の一条を加える。

(単身児童扶養者の範囲)

第四十六條の二の三 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童で政令で定めるものは、児童扶養手当法第三十三条第一項に規定する児童(同号に規定する父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く)で前年の法第三十三條第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 法第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、第四十六條の二第一項第三号から第五号までに掲げる者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)とする。

第四十八條の八及び第四十八條の九を次のように改める。

(寄附金税額控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲)

第四十八條の八 法第三百十四條の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七條の十七各号に掲げる寄附金とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四十八條の九 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈がある場合における法第三百十四條の七第一項及び第十一項の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもの)のうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く」と、「に特別控除対象寄附金」とあるのは「に特別控除対象寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもの)のうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く」と、同条第十一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもの)のうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く」とする。

第五十六條の二十八第一項第二号中「農業協同組合連合会」の下に「(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当するもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会が同法附則第十八條の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものを除く)」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とする。

第五十六條の八十八の二第二項中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第五十六條の八十九第一項中「五十万円」を「五十一万円」に、「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同条第二項第二号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号八中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

参考

(抜 粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十一の二中「法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条）を「金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ）」は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二に「第六条の二十二の三第一項及び第六条の二十二の七第二項」を「以下この章」に、「その」を「当該金融機関等が保有する」に、「附則第十条第九項第一号において」を「以下」に改める。

第六条の二十一の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の三 口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第二十条の十一の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四 振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。